

大分県報

令和八年
号外（二四）
三月三十日

（月曜日）

目次

人事委員会規則

- 職員給与の支給等に関する規則の一部改正……………一
- 職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正……………二
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………二
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正……………二
- 職員の特勤手当の支給に関する規則の一部改正……………三
- 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正……………三
- 職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正……………三
- 職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正……………四

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 和 田 久 継

大分県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の日数」を「並びに職員勤務時間条例第十五条第六項及び同条第九項において読み替えて準用する同条第八項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十一条第二号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以

上）」を加える。

第十五条の三中「週休日」の下に「、勤務時間を割り振らない日（勤務時間条例第十五条第六項及び同条第九項において読み替えて準用する同条第八項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。」を加える。

第十六条第二項第三号中「月額」を「一月当たりの定額」に改める。

第十七条第一項中「週休日」の下に「又は勤務時間を割り振らない日」を加える。

第二十条の第二項中「第十五条第七項」を「第十五条第八項」に改め、同項第一号口中

「第十五条第六項」を「第十五条第七項」に改める。

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「水田畑地化推進監」を「地域営農推進監」に改め、「景観・まちづくり推進監」を削り、同部の振興局の項中

局長（行政職九級の職にあるもの）	二種
局長	三種

を

局長	三種
----	----

に改め、

同部のこども・女性相談支援センターの項中

センター長、副センター長	三種
支所長	六種

を

センター長、副センター長、支所長	三種
------------------	----

に改め、

同部のところからの相談支援センターの項中「三種」を「六種」に改め、「次長、」を削り、同表の教育委員会の部の本庁の項中

理事	二種
教育次長、参事監	三種

を

教育次長、参事監	三種
----------	----

に改め、

「総務企画監」の下に「、教育改革推進監」を加え、「財務企画監、健康対策・管理監、体育・スポーツ振興監」を、「高校教育推進監、スポーツ・健康推進監」に改め、同部の教育事務所の項中

令和八年三月三十日

大分県人事委員会規則第八号

大分県人事委員会委員長 和田久 継

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表の七級の項の第二号及び八級の項の第一号中「地域官、刑事官又は交通官」を「地域交通官又は刑事官」に改める。

別表第二の4の表の栄養士の項中

栄養士

を 栄養士 管理栄養士

に改め、同表

の備考中「栄養士」の次に「管理栄養士」を加える。

別表第六の4の表の栄養士の項中

栄養士

を

栄養士 管理栄養士

に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の特地勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第九号

職員の特地勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当の支給に関する規則（昭和四十六年大分県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の警察本部の部の竹田市の項中「荻警察官駐在所」の下に「白丹警察官駐在所」を加える。

令和八年三月三十日

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第十号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和五十一年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「もの」の次に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第二十三条の三第一項に規定する職員で教育職給料表(二)の適用を受けるものうち、学校職員の特殊勤務手当支給条例（昭和二十七年大分県条例第二十七号）第三条の規定による夜間において授業を行う中学校の教育職員としての業務に従事する場合の特

殊勤務手当を支給される職員、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（当該特殊勤務手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）

別表第一の備考1中「~~第三号~~」の次に「及び~~第二号~~」を加え、別表第二の備考1中「~~第三号~~」から「第五号」を「~~第四号~~」から「第六号」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の特地勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第十一号

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する条例施行規則（令和五年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長の」を「次

大分県報号外（人事委規則）

の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める」に改め、同条に次の二号を加える。

一 動物愛護センター等の特定管理監督職群 動物愛護センター及び食肉衛生検査所の所長

二 義務教育諸学校等の特定管理監督職群 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長及び教頭

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第十二号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員

職員

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附則